平成２１年（フ）第１４９号
福岡県飯塚市川津95番地111　コーポ結201号
債務者　小川美加子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第７４号
大分市東浜１丁目１番９号　アップルハウス東浜106
債務者　堤　　栄市
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６６号
大分県由布市湯布院町川北1167番地１
債務者　梶原　孝次
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５５６号
大分市大字皆春108番地の２　コスモシティ皆春106
債務者　阿部　秀雄
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５７０号
大分市千代町３丁目１番１号　ヨドビル502
債務者　杉山真裕実
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５９４号
大分県由布市挾間町鬼瀬569番地２
債務者　工藤　彰治
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２１４号
宮崎県都城市若葉町68号10番地
債務者　矢野　明雄
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２１号
宮崎県都城市都北町6049番地３、住民票上の住所宮崎県都城市郡元町3422番地３
債務者　福島　和則
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第５７２号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目25番15号
債務者　下村　博子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目53番20号　第１村田アパート201号
債務者　中島　幸代
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６００号
鹿児島県鹿児島市宇宿町2035番地１
債務者　玉岡　　明
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目49番６号
債務者　米山　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６２１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘８丁目21番７号　みどり荘２Ｄ
債務者　細川　　亘
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６６１号
鹿児島県日置市吹上町与倉3857番地
債務者　榊　　由紀
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
鹿児島県霧島市国分向花町５番３―303号　奈良田団地
債務者　兒玉　一美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
鹿児島県曽於市末吉町深川7823番地２
債務者　野田　浩史
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
福井県吉田郡永平寺町松岡芝原３丁目87番地２、旧住所福井市学園２丁目10番16号　ブリックハウス２―Ａ
債務者　中舎　智美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
福井県鯖江市片山町第６号９番地
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係